

四万十町第2期地域福祉計画

平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度

地域は家族
～笑顔で暮らせる四万十町～



平成 30(2018)年3月

四万十町

はじめに

近年、価値観の変容と相まって、個人の生き方や働き方の選択の可能性が広がりライフスタイルの多様化等により、地域住民相互の社会的つながりが希薄化し、少子高齢化社会の到来などを背景に、生活の中でちょっとした不便や不安を感じながら暮らす人が増えています。



こうした中で、住民の皆様が安心して暮らせる地域を実現していくためには、地域の人たちとのつながりを持ち、思いやりを持ってともに支え合い、助け合うことが必要不可欠になってきています。そして、それを支える地域福祉の役割も、今まで以上に増して大きな存在となり、重要性がより一層高まっています。

また、災害時など有事の際には、地域の住民力が必要不可欠となることから、住民の皆様にも、様々な場面において様々な形で担い手として活躍していただくことが多くなってくると考えられます。

今回、本町では、新たな社会問題なども含めた様々な課題解決に向け、より効果的、効率的な地域福祉の推進を図るため、「四万十町地域福祉計画」と「四万十町地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

本計画は、「地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町～」を基本理念とした今後の本町における地域福祉を推進するための基本指針となります。

この計画を住民の皆様と共有し、福祉活動をともに実践しながら地域を活性化させ、より安心して暮らせる四万十町の実現を目指し各種施策を積極的に推進してまいります。

住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員会委員をはじめとする関係者の皆様、貴重なご意見をいただきました住民の皆様にご厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

四万十町長 中尾 博憲

計画策定にあたって

近年の少子高齢化や核家族の進行、価値観や生活様式の多様化など、社会を取り巻く環境は急速に変化しております。四万十町においても、家族や地域の関係が希薄化していく中で、社会的孤立感や様々な不安、生活課題を抱える人の増加、過疎化・高齢化の進展に伴い、多様な課題が発生してきており、今後、さらに複雑化していくことが予測され、共助のための「地域力」が求められています。



このような中、様々な課題の解決に向けて、行政が策定しました四万十町地域福祉計画及び社会福祉協議会が策定しました地域福祉活動計画を引継ぎ、「地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町～」を基本理念とした地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定いたしました。

本計画の策定は、行政と社会福祉協議会が同じ理念と方向性のもと、四万十町の地域福祉活動をさらに推進し、地域住民の皆様が安心して生活できる地域づくりの実現に向け歩み出したと言えます。

住民の皆様が、支え合いながら安心して暮らすことのできる地域づくりができますように、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご協力をいただきました策定委員会委員の皆様、福祉団体、関係機関の皆様に感謝申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人

しまんと町社会福祉協議会 会長 八木 雅昭

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉に求められるもの	1
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	7
5 本計画における地域の捉え方	8
6 計画の策定体制	9
第2章 地域福祉をめぐる本町の現状	10
1 人口・世帯の状況	10
2 人口動態の状況	11
3 高齢者の状況	12
4 障害のある人の状況	14
5 見守りが必要な人の状況	15
6 第1期計画の取り組み状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本目標と計画の体系	20
第4章 計画の取り組み	21
基本目標1 小地域多機能支援の充実	21
基本目標2 集落機能の維持・充実	23
基本目標3 自立した生活への支援	26
基本目標4 権利擁護支援の充実	31
基本目標5 地域福祉の活動を支える人材育成	33
基本目標6 子育て支援の充実	39
基本目標7 防災・災害時要配慮者支援の展開	41
基本目標8 横断的な支援体制づくり	43
基本目標9 住民主体のまちづくり（地域福祉活動計画）	46
第5章 計画の推進体制	51
資料編	53



第1章 計画の策定にあたって

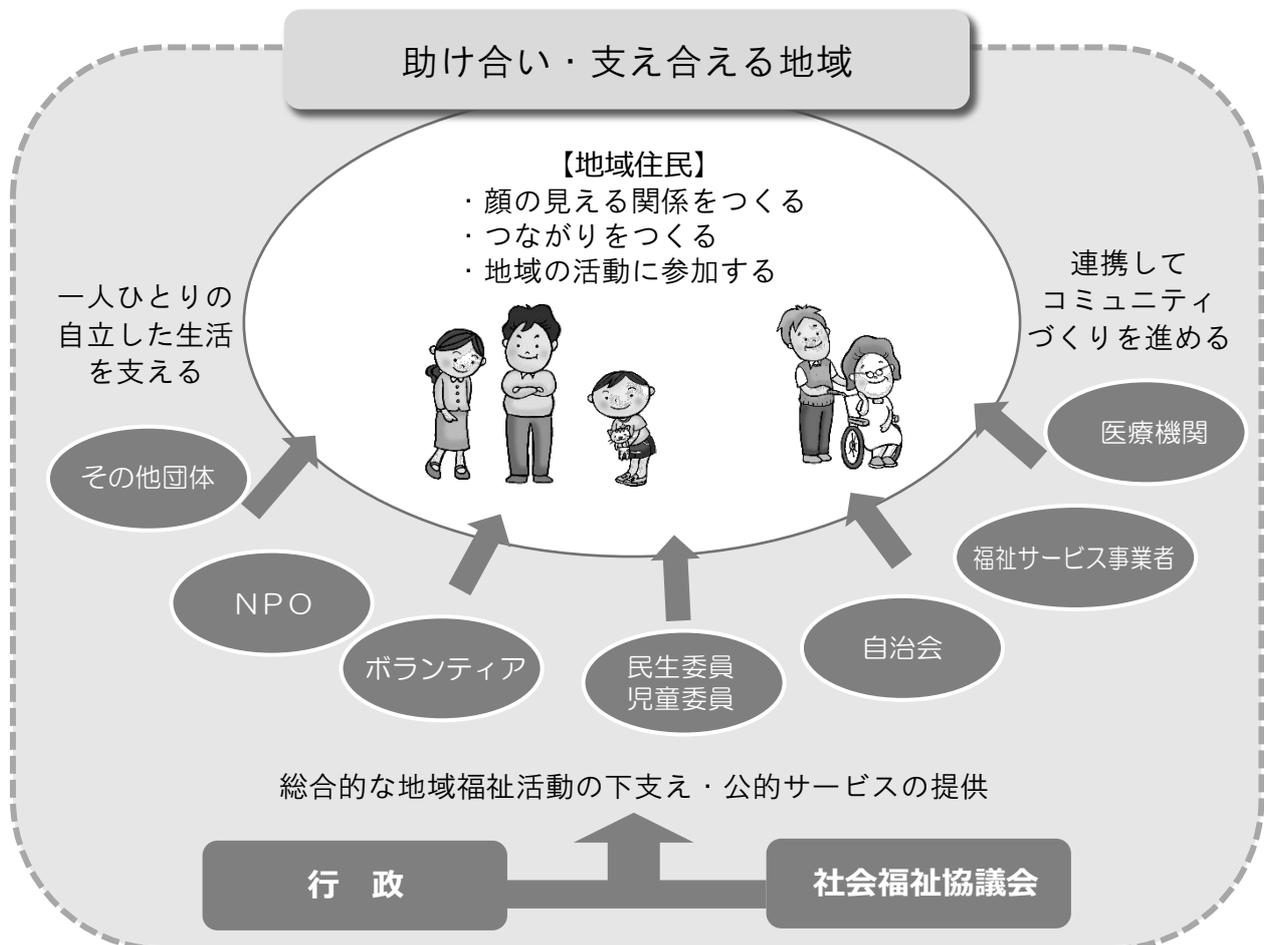
1 地域福祉に求められるもの

(1) 地域福祉とは

子どもでも、高齢になっても、障害があっても、家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしく幸せに暮らしたい。そうしたすべての人の願いを実現するために、地域住民、地域で活動する諸団体、事業者、社会福祉協議会、町が、それぞれできることを行い、できないことをお互いに補い合うことを「地域福祉」と言います。

地域福祉には、一人ひとりが、普段の暮らしの中で幸せを感じることができる地域をつくっていくという意味が込められています。この、“普段の暮らしの幸せ”のためには、家族や友人、地域住民など、身近な人々と良好な関係を持つことが大切です。

近所づきあいが希薄になりがちな現代において、誰かを助け、そして誰かに助けられながら、誰をも排除せず、誰もが自分らしく生きることができる地域をつくるのが大切になっています。



(2) 計画における重要な視点

地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることによって住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会を表します。

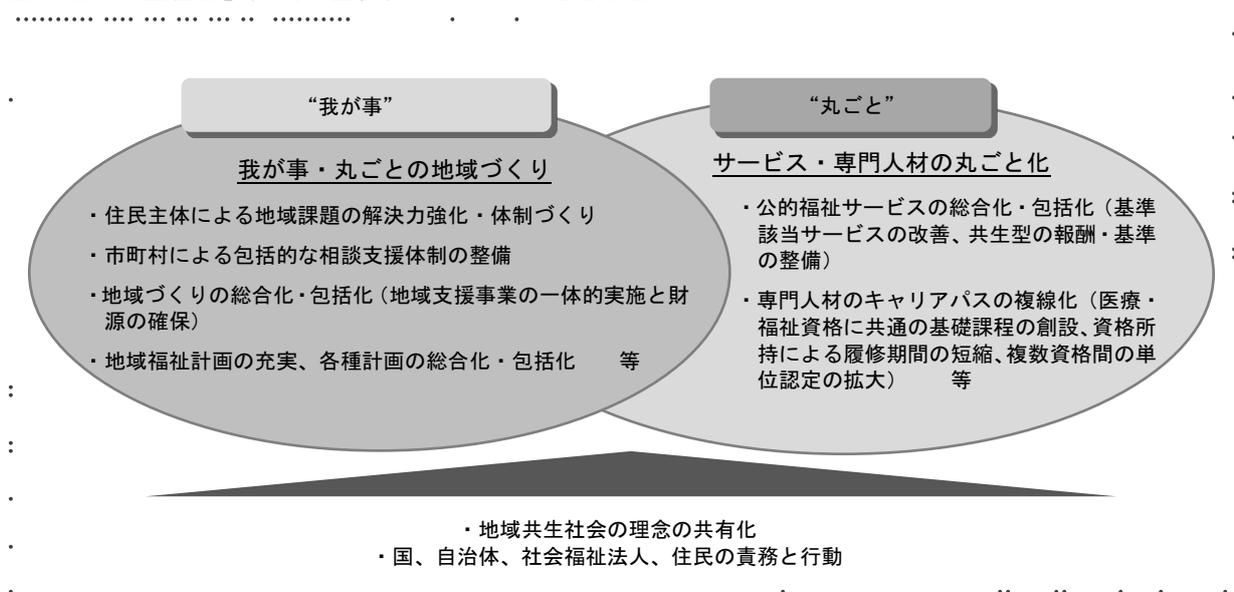
国では、平成 28 (2016) 年に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけるとともに、平成 29(2017) 年には「地域共生社会」の実現に向けた改革工程が示されました。

～改革の骨格～

1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

改革の骨格のひとつである「地域課題の解決力の強化」内の取り組みとして、「地域福祉計画の充実」が掲げられています。本計画ではこうした国の動きを念頭に置き、地域包括ケアシステムを高齢者だけでなく、障害のある人や子どもなど、幅広い人々を対象とする仕組みへと発展させるなど、この「地域共生社会」の実現のための視点を踏まえ、策定するものとします。

■ 「地域共生社会」実現の全体像イメージ (たたき台)



資料：地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

(厚生労働省 第1回 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料 平成 28(2016)年7月 15 日)

2 計画策定の背景

(1) 本町の取り組み

四万十町（以下、「本町」という。）では、平成 25（2013）年に、住民や地域活動団体、社会福祉協議会、役場関係課職員などによるワークショップを実施し、地域の様々な福祉に関する課題や解決策に関する話し合いなどを経て、「四万十町地域福祉計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。

第 1 期計画では、「人が元気で生き生きしている地域づくり」を基本理念に掲げ、「気づく」「育てる」「つなげる」「支える」の 4 つの基本方向に沿って、地域福祉の推進を図ってきました。平成 29（2017）年度に計画最終年度を迎え、社会情勢や技術革新が進む時代の分岐点であることを踏まえながら、本町の地域福祉をより一層推進するため、「四万十町第 2 期地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 近年の国の動向

国では、福祉に関する様々な法律や各制度に基づき福祉施策を展開しており、各種法制度が整備され、子どもや障害のある人、高齢者等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や、制度の狭間と言われる複雑な生活課題も顕著化しています。

また、少子高齢化と増大する社会保障費の問題を背景に、国の社会保障制度全体のあり方が見直され、地域で助け合い、支え合える関係づくりや仕組みの構築が、ますます重要となっています。

厚生労働省では、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、平成 29（2017）年 2 月に『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』を決定しました。さらに、平成 29（2017）年 5 月には社会福祉法が改正され、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけることなどが定められました。（平成 30（2018）年 4 月 1 日施行）

● 高齢化について

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を行い、要介護状態となっても安心して暮らせる取り組みを目指しています。

介護予防や生活支援について、住民が主体的に参加し、自らが担い手となっていくような地域づくりが必要とされ、これまでの介護サービスのあり方を見直した「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

●障害について

障害のある人が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、入所・入居施設整備、病院から地域生活への円滑な移行、「地域生活支援拠点」の構築などの取り組みが図られています。障害の有無に関わらず、支え合える環境づくりや障害への理解、就労、社会参加の機会の確保、防犯・防災、差別の解消などの取り組みを進めています。

●子ども・子育てについて

「子ども・子育て支援法」が公布され、一人ひとりの子どもが安心して健やかに成長できるよう、保護者を中心とした子育て環境づくりを、地域や職場などの協力により進めていくことが求められています。

地域や企業などの理解を得つつ、子育て支援を地域ぐるみで協力していく体制づくりを推進していく必要があります。

●その他について

経済的困窮、社会的孤立などの様々な要因により生活に困窮する人の数が増加しており、平成 27（2015）年度に施行された「生活困窮者自立支援法」では、当事者一人ひとりの課題解決に向け、自立相談支援や就労支援など、総合的な相談支援体制を構築し、当事者を孤立させない地域づくりに向けた取り組みが求められています。

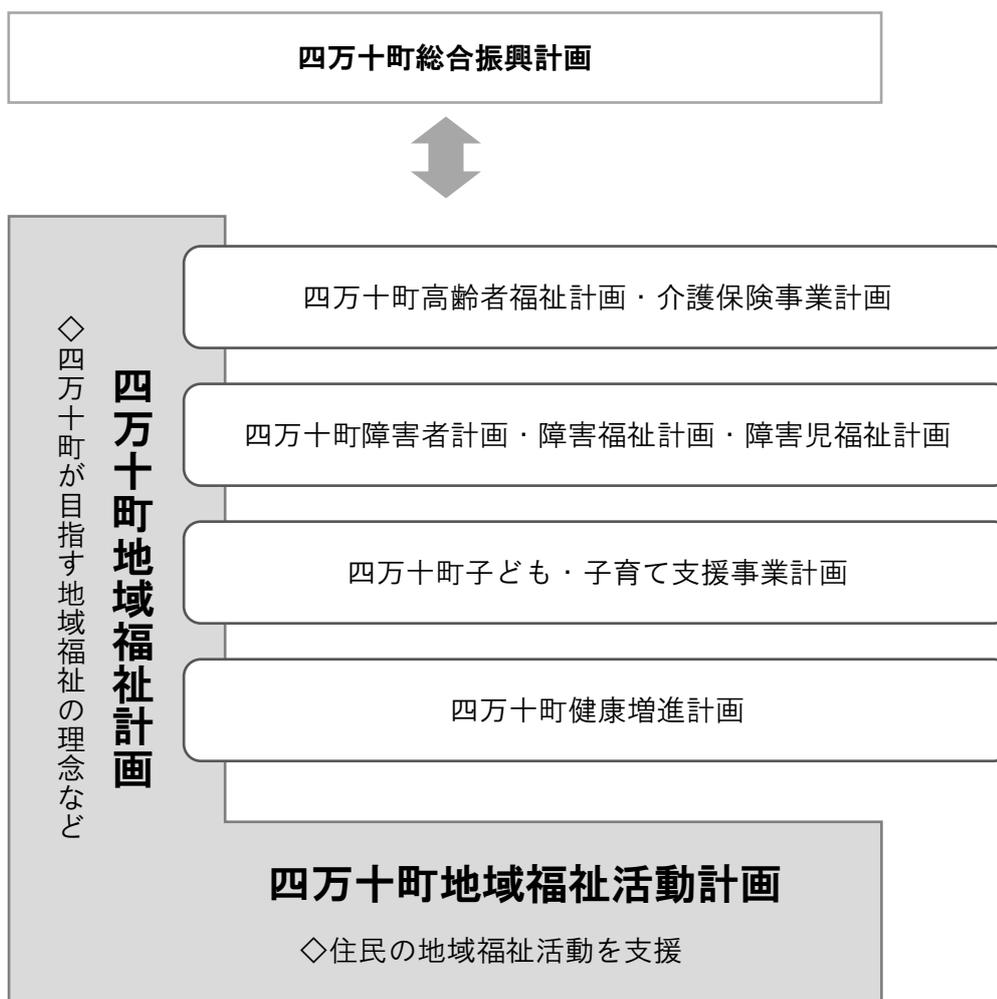
3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画としての「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の取りまとめた「地域福祉活動計画」を一体的に策定した計画です。地域福祉を軸としてともに地域の生活・福祉課題を解決していくための協働体制を表しています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を図るという目的は同じです。「地域福祉計画」は、地域福祉推進のための共通理念やビジョンを明示し、地域で支え合う仕組みを構築する役割を有しています。一方「地域福祉活動計画」は、住民の地域福祉活動の創出や活動の活性化を支援していく役割を有しており、本計画は、この両計画を一本化することで実効性を高める計画として策定しています。

また、町の最上位計画である「四万十町総合振興計画」や、四万十町の各福祉関連計画である「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「四万十町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「四万十町子ども・子育て支援事業計画」「四万十町健康増進計画」との整合を図りながら策定しています。

□■計画の関連イメージ



□■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 か年とします。

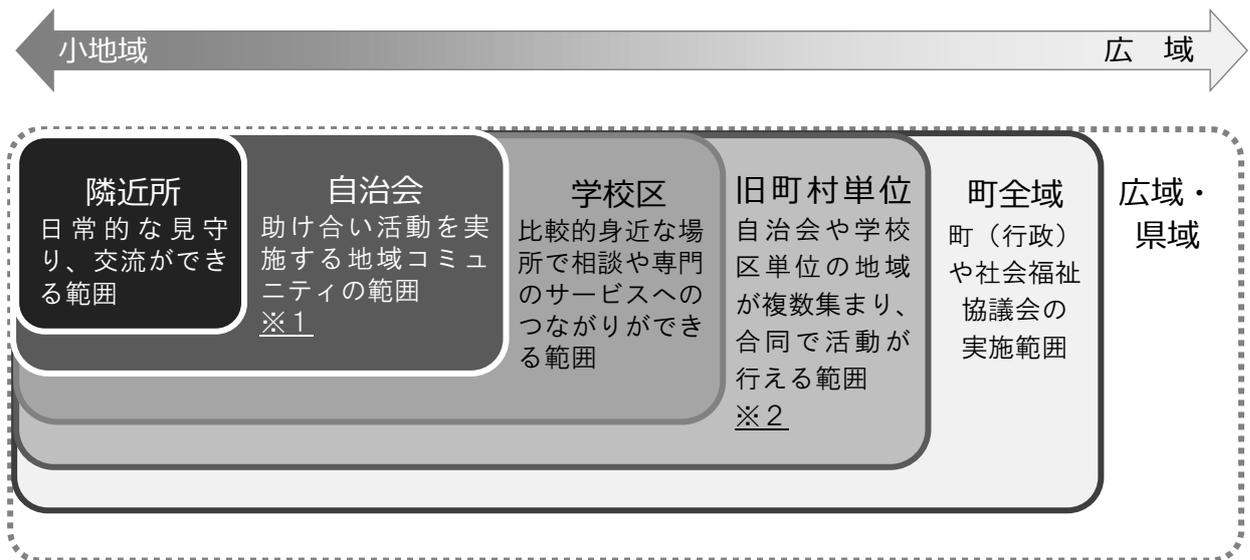
なお、計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

平成（年度）	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35～	
西暦（年度）	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023～	
第 2 次四万十町 総合振興計画					基本構想							
					前期基本計画					後期基本計画		
四万十町 地域福祉計画	第 1 期					第 2 期					次期	
四万十町 地域福祉活動計画	(H22～)第 1 期					第 2 期					次期	
四万十町子ども・ 子育て支援事業計画	次世代 育成支援行動計画	第 1 期					次期					
四万十町高齢者福祉 計画・介護保険事業計画	第 5 期	第 6 期			第 7 期			次期				
四万十町障害者計画	第 2 期					第 3 期						
四万十町障害福祉計画	第 3 期	第 4 期			第 5 期			次期				
四万十町障害児福祉計画						第 1 期			次期			
四万十町健康増進計画	第 1 期	第 2 期					次期					

5 本計画における地域の捉え方

地域福祉を進めていく上での「地域」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさ、範囲によって異なります。

隣近所のもっとも小さい範囲から町全域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を展開することで、効果的な活動を図ることが重要です。



※1 文中は「地区」と表現します。

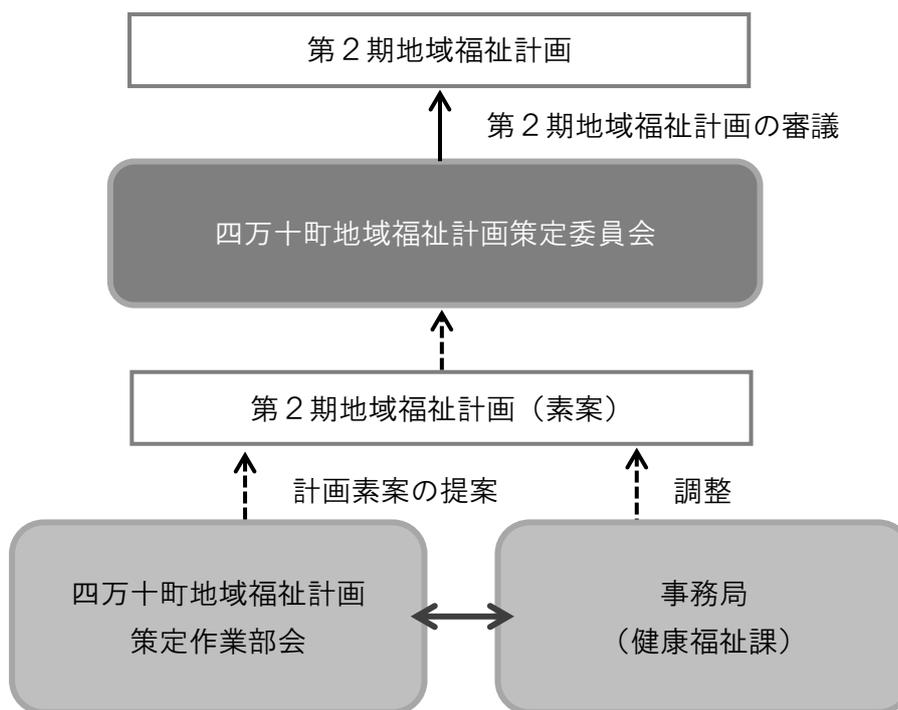
※2 文中は「窪川・大正・十和地域」と表現します。



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係町民団体、保健・医療及び福祉関係者、社会福祉を目的とする事業者などから構成される「四万十町地域福祉計画策定委員会」において、内容を審議するとともに、関係各課・関係機関からなる「四万十町地域福祉計画策定作業部会」において、素案づくりや意見調整などを行いました。

また、同時期に策定される四万十町地域福祉活動計画と連携を図りながら策定を行いました。



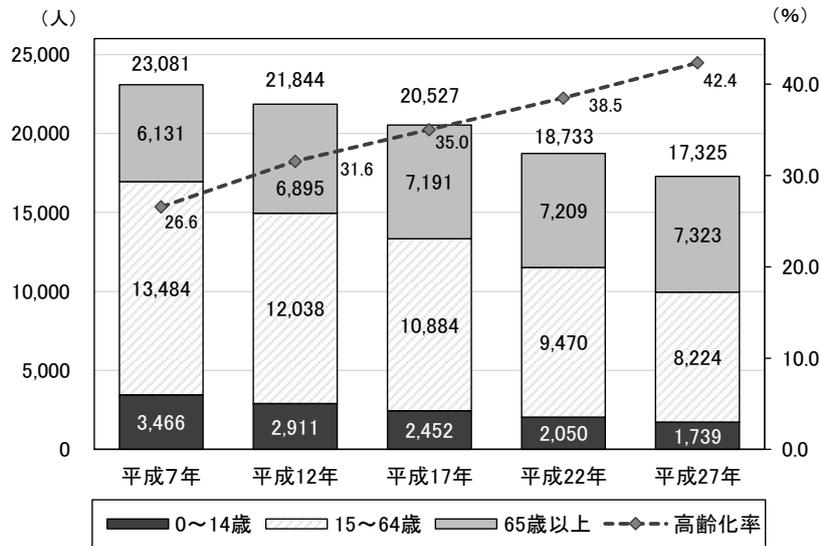


第2章 地域福祉をめぐる本町の現状

1 人口・世帯の状況

総人口の状況を見ると、年々減少が続いており、平成27(2015)年では17,325人となっています。年齢3区分別人口の状況を見ると、0～14歳、15～64歳ともに減少している一方で、65歳以上は増加しています。

□■総人口と年齢3区分別人口の推移

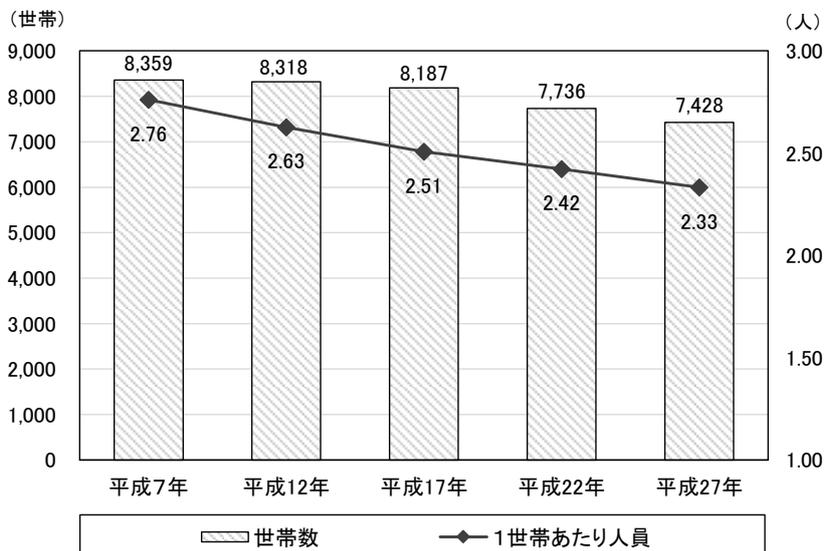


資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳者も含まれるため、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

世帯数の状況を見ると、年々減少が続いており、平成27(2015)年では7,428世帯となっています。1世帯あたり人員も年々減少し、平成27(2015)年では2.33人となっています。

□■世帯数と1世帯あたり人員の推移



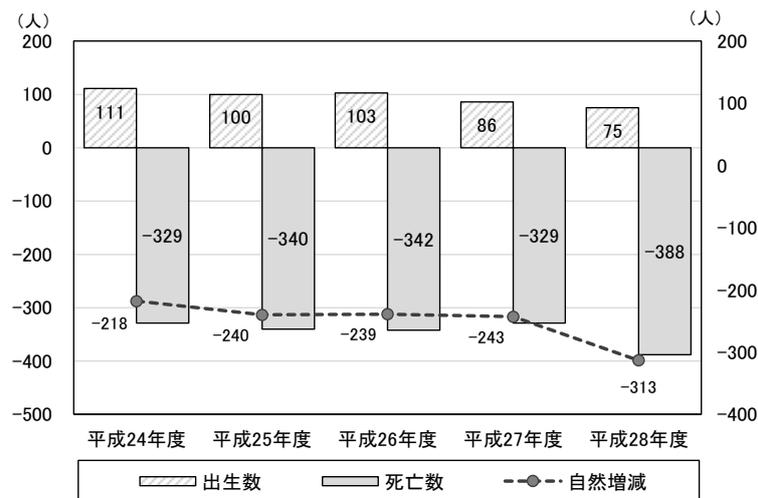
資料：国勢調査

2 人口動態の状況

(1) 出生・死亡の推移

出生数と死亡数の状況を見ると、ともに増減を繰り返しています。平成 28 (2016) 年度では出生数 75 人、死亡数 388 人となっており、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

出生数と死亡数の推移

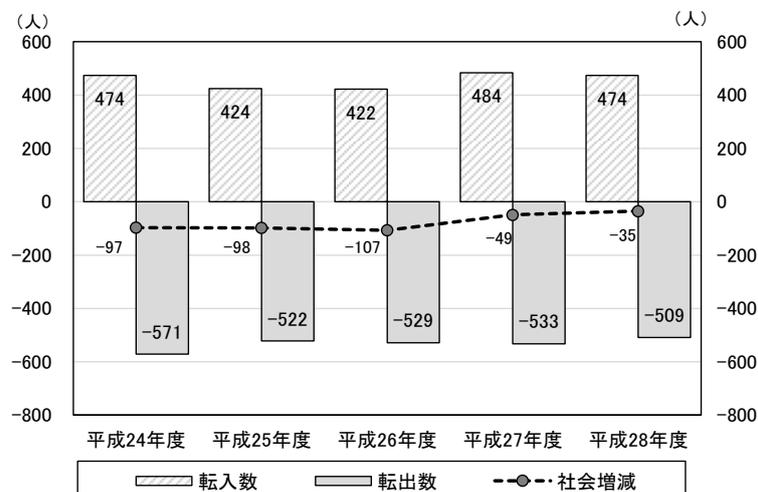


資料：町民課

(2) 転入・転出の推移

転入数と転出数の状況を見ると、ともに増減を繰り返しています。平成 28 (2016) 年度では転入数 474 人、転出数 509 人となっており、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。

転入数・転出数の推移



資料：町民課

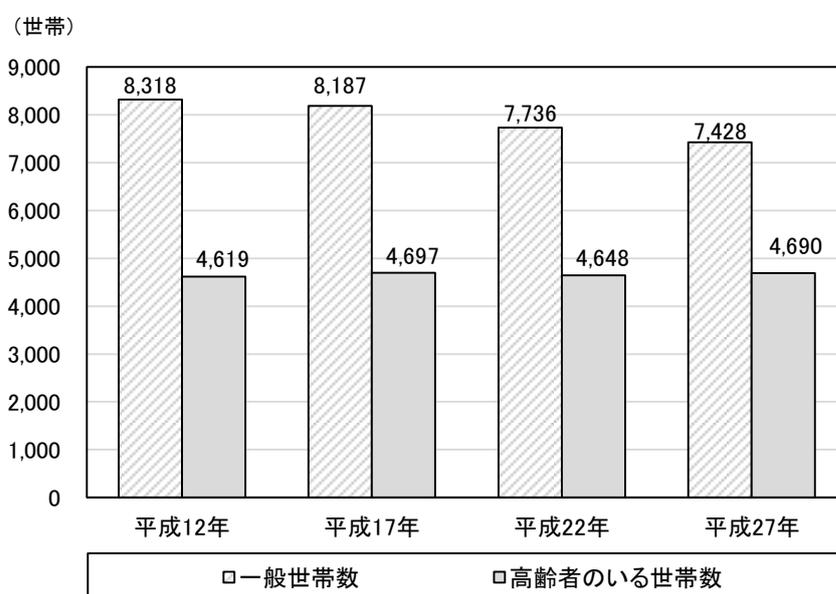
3 高齢者の状況

(1) 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯数の状況を見ると、一般世帯数が減少している一方で、高齢者のいる世帯は横ばいで推移しています。

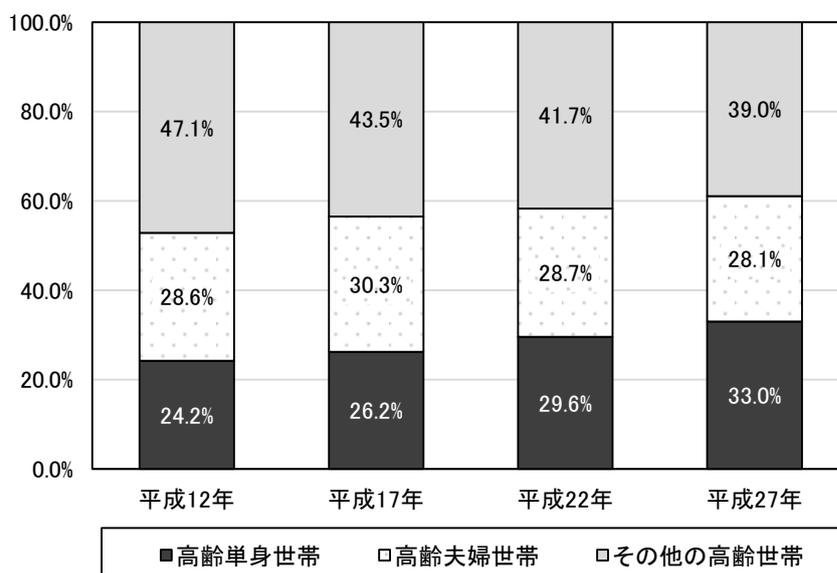
また、高齢者世帯数比の状況を見ると、高齢単身世帯の割合が年々上昇しており、高齢者のいる世帯の約6割が高齢単身世帯や高齢夫婦世帯等からなる高齢者のみの世帯となっています。

□■高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

□■高齢者のいる世帯の状況（高齢者世帯数比）



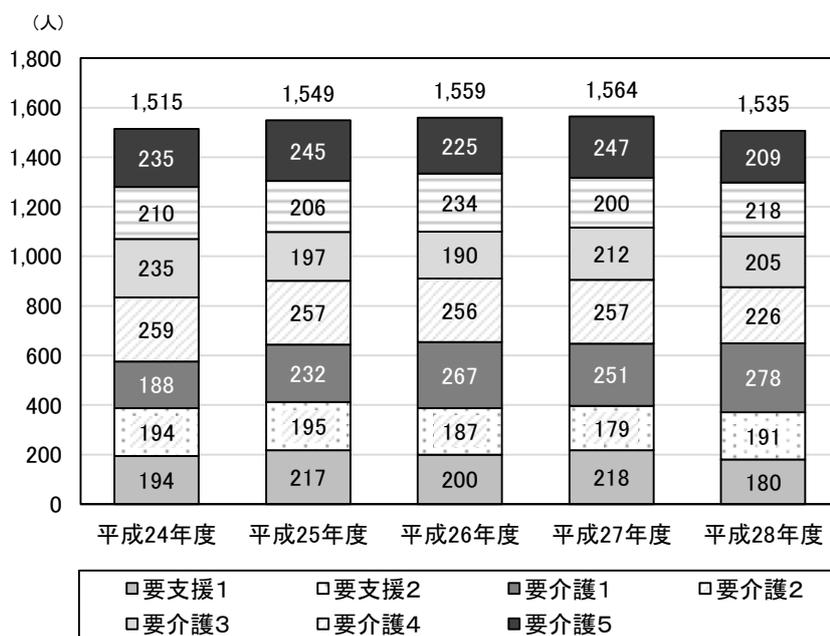
資料：国勢調査

(2) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数の状況を見ると、増加傾向にありますが、平成28(2016)年度では前年度より若干減少し1,535人となっています。

また、認定区分別にみると、平成28(2016)年度では要介護1が278人ともっとも多く、次いで要介護2が226人、要介護4が218人となっています。

□■要支援・要介護認定者数の推移(各年度3月31日)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」
平成28年度のみ「介護保険事業状況報告(3月月報)」

4 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の状況をみると、所持者数の合計は減少傾向にあります。年齢別にみると、平成 28（2016）年度では、0～17 歳が 9 人、18 歳以上が 1,222 人となっています。

□ ■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
0～17歳	14	11	11	10	9
18歳以上	1,386	1,377	1,310	1,271	1,222
合計	1,400	1,388	1,321	1,281	1,231

資料：健康福祉課

(2) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数の状況をみると、所持者数の合計は横ばいで推移しています。年齢別にみると、平成 28（2016）年度では、0～17 歳が 23 人、18 歳以上が 144 人となっています。

□ ■ 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
0～17歳	18	23	24	24	23
18歳以上	143	145	143	143	144
合計	161	168	167	167	167

資料：健康福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況をみると、所持者数の合計は増加傾向で推移しており、平成 28（2016）年度では 97 人となっています。

□ ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
0～17歳	0	0	0	2	1
18歳以上	71	75	81	84	96
合計	71	75	81	86	97

資料：健康福祉課

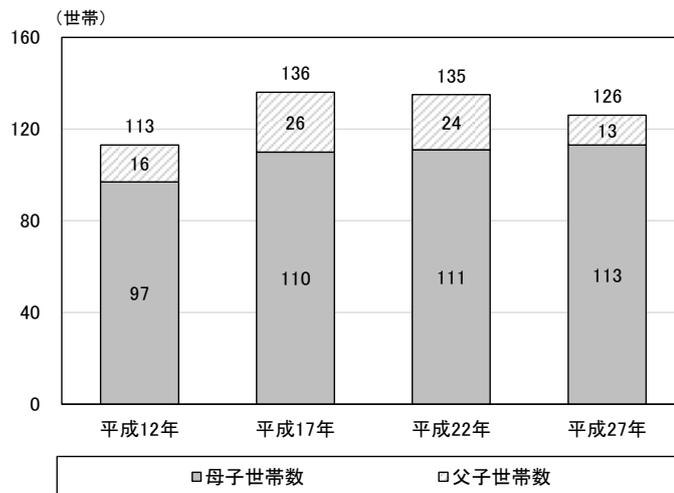
5 見守りが必要な人の状況

(1) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の状況をみると、平成17(2005)年の増加以降、横ばいで推移していましたが、平成27(2015)年では僅かに減少し、126世帯となっています。

母子世帯数は平成17(2005)年に増加し、以後は横ばいで推移しています。父子世帯数は平成17(2005)年に増加し、以後は減少傾向にあります。

□■ひとり親世帯の推移

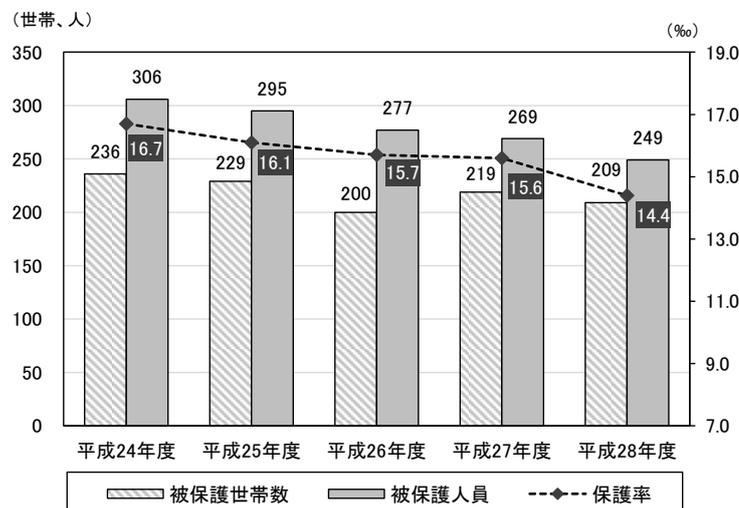


資料：国勢調査

(2) 生活保護の推移

生活保護の状況をみると、被保護世帯数は年度によって増減がありますが、被保護人員は減少しており、平成28(2016)年度では、被保護世帯数が209世帯、被保護人員が249人、保護率が14.4%となっています。

□■生活保護世帯数・保護人員の推移

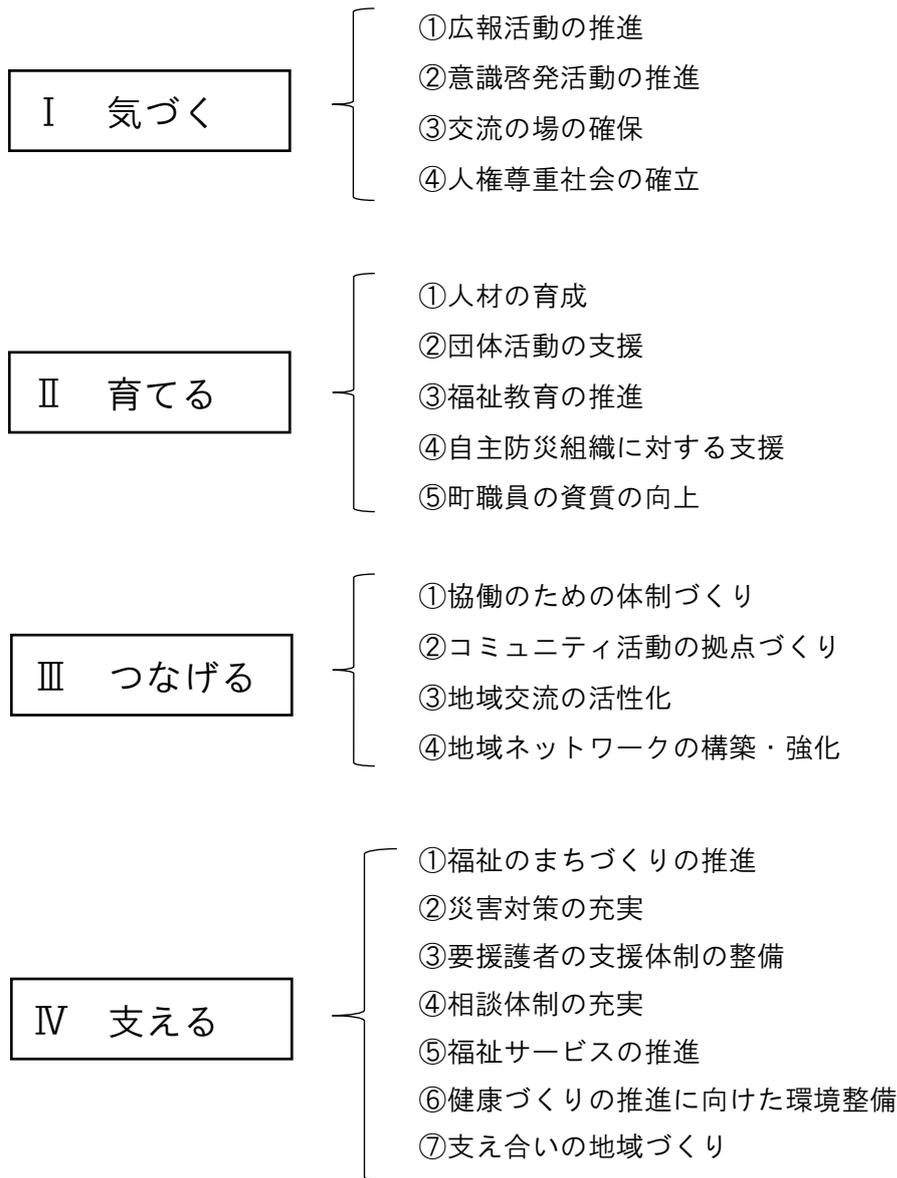


資料：高知県 健康福祉行政の概要 / 保護率(%)=被保護人員/管内人口×1000

6 第1期計画の取り組み状況

(1) これまでの取り組み

■第1期計画（平成25（2013）年度～29（2017）年度）



ニーズキャッチを起点にした活動の充実

(2) 評価・第2期に向けた課題

I 気づく	
評価	<ul style="list-style-type: none">○住民の地域や地域福祉についての関心を高めるために、町広報紙での情報発信や、健康・子育て・高齢者福祉等の各分野の講演会、イベントを通じて、意識啓発を行ってきました。○社会ふくし大会など、住民や地域団体、関係機関同士の多様な交流の場となるように実施しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">○福祉に関するイベントを実施してきましたが、参加者の固定化が課題となっており、より多くの人に地域福祉について知ってもらう取り組みが必要となっています。○自主活動や共同実施等いろいろな主体の交流事業があるものの、母子保健、健康づくり、障害福祉、高齢福祉など各分野で行われており、それぞれの情報の集約や共有方法に課題があります。

II 育てる	
評価	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会や福祉関係機関が連携し、各学校における福祉教育を実施しています。○防災訓練などの自主防災活動に対する補助金の支給や防災講演会・視察研修を実施し、町内の自主防災組織の活動を支援しています。○介護保険制度における生活支援体制整備事業が始まり、専門的な介護サービスだけでなく、高齢者の生活を地域で支える体制づくりが進んでいます。
課題	<ul style="list-style-type: none">○ボランティアや地域活動団体の高齢化などにより、地域福祉の担い手の確保については、新たな人材の拡大が進んでいない現状にあります。○自主防災組織内でも防災意識に温度差があり、住民一人ひとりの防災意識の高揚には、今後も継続した啓発活動が必要です。

Ⅲ つなげる	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○個別支援やケース検討会、権利擁護の会議などを関係機関と実施し、各分野の連携を進めています。 ○中山間地域を支えることを目的に高知県全域で推進している「集落活動センター」を2か所整備し、体制づくりに努めています。 ○あったかふれあいセンターを窪川・大正・十和地域に1か所ずつ設置しており、地域の生活支援の拠点となる活動を行っています。 ○地域支え合いネットワーク事業では、見守りが必要な高齢者を把握し、関係機関で情報を共有し、地域の見守りネットワーク構築に向けて実施しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○あったかふれあいセンターについては、山間地域の利用者が少なく、町内全域をカバーできるようサテライトを増やすなどの環境整備が必要となっています。 ○高齢者等の日常の見守りや緊急時、災害時の支援がスムーズにできるよう、関係者の支え合いや協力のもと、ネットワークを充実する必要があります。

Ⅳ 支える	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスの運行やあったかふれあいセンター事業での外出支援・買い物支援を行い、高齢者などの生活支援を行っています。 ○各種相談窓口を設置し、住民の相談支援を行うとともに、相談内容によっては分野を超えて、関係機関が連携して対応を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○外出時の支援としてさらなるコミュニティバス網の充実が必要です。 ○福祉サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるように、利用者のニーズの把握や利用しやすい事業の検討、情報発信が必要です。 ○各福祉制度が複雑化しており、年代や障害の有無、介護保険の有無などの枠を超えた相談支援の連携体制について検討し、共有のシステムによる相談体制の整備が必要となっています。 ○各地域のニーズや必要な資源等を把握しながら、支え合う地域づくりを進めていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域は家族 ～笑顔で暮らせる四万十町～

私たちの暮らす地域には、様々な人が住んでいます。
顔を合わせればあいさつをする。困っている人がいれば声をかける。
お互いに助け合い、支え合う気持ちが自然と生まれる。
「家族のように相手を思いやる気持ち」が地域福祉の始まりでもあります。

しかし、少子高齢化や核家族化が進み、生活スタイルの多様化や個人主義的な風潮の強まりといった社会情勢の変化は、地域のあり方にも変化を及ぼしています。

地域で暮らす人同士が当たり前のように、お互いに助け合い、支え合える関係性を築くためには、今一度、地域の絆やつながりを見つめ直す必要があります。

そのため、本計画では誰もがいつまでも安心して心身ともに健やかに、生きがいを持って笑顔で暮らすことができるよう、『地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町～』を基本理念に掲げ、地域福祉をみんなで進めることができる社会の実現を目指します。



2 基本目標と計画の体系

	基本目標	取り組み
1	小地域多機能支援の充実	(1) あったかふれあいセンター等の機能強化
2	集落機能の維持・充実	(1) 地域交流の活性化 (2) 地域ネットワークの構築・強化
3	自立した生活への支援	(1) 健康づくり・生きがいづくりの推進 (2) 多様な就労への支援 (3) 障害者の自立した地域生活の支援 (4) 生活困窮者への支援の充実 (5) 社会復帰に向けた支援体制づくり
4	権利擁護支援の充実	(1) 権利擁護事業の利用の促進 (2) 虐待の防止に向けた取り組みの実施
5	地域福祉の活動を支える人材育成	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 人材の育成 (3) 福祉教育の推進 (4) ボランティア・団体活動への支援
6	子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援の強化
7	防災・災害時要配慮者支援の展開	(1) 地域防災力の強化 (2) 災害時要配慮者の支援体制の充実
8	横断的な支援体制づくり	(1) 相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 協働のための体制づくり
9	住民主体のまちづくり	《地域福祉活動計画の位置づけ》 (1) みんなの集える場所づくり (2) 地域を支える人づくり (3) 手をつなごうー安心のまちづくりー



第4章 計画の取り組み

基本目標 1 小地域多機能支援の充実

(1) あったかふれあいセンター等の機能強化

現状と課題

- あったかふれあいセンターは、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点で、地域ニーズの把握や課題に対応した小地域多機能支援拠点としての活動や、見守りの必要な方の生活課題に対応した支え合い活動など、地域福祉活動の推進を目的に設置されています。
- 町内のあったかふれあいセンターは、窪川・大正・十和地域に各1か所拠点があります。利用者の地域内でのつながりや利便性を図るため、サテライトを増設してきました。
- 山間地域の利用者が少ないことから、町内全域をカバーできるようさらにサテライトを増やすなどの環境整備が必要となっています。
- 健康増進・介護予防のための場所づくりとしても活用しており、健康増進・介護予防については住民のニーズも高いことから、さらなる機能強化の必要性があります。
- あったかふれあいセンターでは、「集い」「訪問」「相談」「つなぎ」「生活支援」などの多様な機能を備えている反面、住民の抱えるニーズも様々であり、きめ細かい支援のためにはスタッフのスキルアップも求められます。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域の課題により柔軟な対応のできる小地域多機能支援拠点としての発展が求められます。
- 地域では小規模多機能ホームの活用や部落単位での地区サロンを開催し、誰もが立ち寄れる場所や身近な地域の交流の場として活動をしています。

施策の方向性

- ✓ 高齢者から子どもまで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが集える地域福祉の拠点の充実を図ります。
- ✓ 複合的な地域のニーズや課題に対応できるよう、あったかふれあいセンター機能の強化を図ります。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
集いの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○窪川・大正・十和地域のあったかふれあいセンター及びサテライトにおいて、日中の居場所や見守りの場として、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場を提供します。 ○サテライトの無い地域に対して、地域の実情を把握しながら新規サテライトの開設を検討し、利用者の地域のつながりや利便性の向上と地域の集いの場の増加を図ります。 ○地区サロンや、住民交流のきっかけとなる場を提供します。
地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○「訪問・相談・つなぎ」を強化し、住民や関係機関と協力・連携した見守りネットワーク活動を通じた地域ニーズの把握を推進します。 ○住民の抱える課題の早期発見により、早期に必要な支援へつなげられるよう関係機関との連携を強化します。
健康増進・介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の介護予防や幅広い世代を対象とした健康づくりを目的に運動ができる場・機会を提供します。 ○住民主体の自助・互助意識を高めるために、拠点利用者に対して、センターやサロンにおいての運動指導やスタッフのサポート役を担う人材の確保を目指します。
生活支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の日常生活支援サービスを充実させます。 ○子育て支援や障害者の自立支援などのサービスを提供します。

基本目標 2 集落機能の維持・充実

(1) 地域交流の活性化

現状と課題

- 本町の人口は年々減少しており、今後も減少が続くと予測されています。人口の減少は地域の活力の低下やコミュニティ機能の衰退にもつながる恐れがあり、地域活動や交流事業を実施することが困難になる状況も予想されます。
- 集落活動センターは、地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、集会所等を拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、産業、生活、福祉、防災といった様々な活動に総合的に取り組む高知県独自の仕組みです。
- 顔の見える関係を築くためには、誰もが気軽に参加できる、身近な地域での交流、ふれあいの場や機会があることが求められます。しかしながら、核家族化の進行や高齢化に伴う高齢者世帯・単身高齢者世帯の増加により、地域のつながりや助け合いの気持ちの希薄化が懸念されています。
- 自治会は地域でのつながりによる団体として、古くから様々な生活に重要な役割を果たしています。地域における身近な相談役、見守り役としての自治会の活動がより活性化することで、集落機能の維持、充実、再生につながります。

施策の方向性

- ✓ 近所づきあいをはじめとする地域の多様な交流の促進に向けて、自治会などの活動を支援します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
地域のイベントなどへの参加促進	○スポーツ大会や各種レクリエーションにおいて、様々な人が気軽に参加できるような配慮や支援を行い、交流の場の創出に努めます。
サロン活動の充実	○地域内の誰もが気軽に参加できる交流の場としての機能が高く、今後はさらなる充実に努めます。
活動拠点の活用	○地域での交流を活発にするために、自治会の集会所等の活動拠点など、地域資源を有効活用します。 ○住民の主体的な地域活動の拠点となるよう、集落活動センターの活用を促進します。
自治会活動の充実	○地域福祉を進めていく上で重要な位置づけとなることから、自治会への加入を促します。また、活動補助金の活用を勧めます。



(2) 地域ネットワークの構築・強化

現状と課題

- 本町では、平成 28 (2016) 年に大正中津川地区と仁井田地区の 2 か所に集落活動センターを開設し、地域の支え合いや集落の活性化に向けて、生活支援や福祉、産業、防災などの各分野での取り組みを広げています。
- 少子高齢化や核家族化が進むなか、地域社会では公的な福祉サービスの対応だけでは困難なケースも増加しており、地域社会で安心して暮らしていくためには、個人の努力のほか、隣近所や自治会などの身近な地域のネットワークにおける助け合い、多様な形での支え合いの必要性が増しています。

施策の方向性

- ✓ 地域住民のつながりを深めるために、地域のネットワークの構築を図ります。
- ✓ 住民同士の連携や役割分担による集落活動の活性化を図ります。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
集落活動センター事業の推進	○集落機能の維持や地域活動の担い手の確保に向けて、集落活動センターを中心とした地域活動への支援を行います。
地域ネットワークの強化	○自主性、自発性による活動を促進するため、住民、団体、関係機関などがつながる関係・体制づくりに努めます。 ○町職員を各集落に担当配置し、行政と自治会をつなぐとともに、活動を支援します。
高齢者等の見守り体制の充実	○地域の関係機関、関係者等とのネットワークを構築し、見守りが必要な高齢者等に対して、日常的な生活の見守りや緊急時の連絡先等を把握しておくことにより、地域全体で高齢者等の生活を支えます。 ○生活支援体制整備事業による地域住民や多様な主体による新たな支え合い・助け合いの仕組みづくりを進めます。

基本目標 3 自立した生活への支援

(1) 健康づくり・生きがいづくりの推進

現状と課題

- 健康を保ち、いきいきと地域で活動していくためには自らの取り組みによる健康づくりが欠かせません。その活動を継続していくためには、健康の重要性を周知する必要があります。
- 健康寿命の延伸には、青年期からの生活習慣の改善が重要であり、健康診査受診率の向上に向けた取り組みが必要です。
- 高齢化が進むなか、住民がいつまでも健康でいきいきと地域で暮らしていけるように、住民が主体となった健康づくり活動や生きがいづくりを支援し、保健・医療・福祉が連携した環境整備を展開していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 自らの取り組みによる健康づくりや身近な地域での生きがいづくり活動を通じて、地域住民がいきいきと暮らすことのできる地域を目指します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
地域主体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○自らの健康状態を十分に把握してもらい、食事、運動、体調管理、予防等の健康づくりへの取り組みを推進します。○健康寿命の延伸には、健康的な生活習慣の確立に向けた意識改革を図ることが重要となることから、家庭・学校・職場・地域での生活習慣病などの疾病予防を推進します。○食生活改善推進協議会、健康づくり婦人会などの住民主体の活動を支援します。
高齢者の生きがいや社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が孤立せず、いきいきとした生活を営めるよう、趣味や就業を通じた生きがいづくりや社会参加の促進に取り組めます。
自殺対策の取り組み	<ul style="list-style-type: none">○心の健康づくりに関する情報・知識の普及や、地域で見守るゲートキーパーなどを育成・支援します。

(2) 多様な就労への支援

現状と課題

- 就労は、経済的な安定を得るだけでなく、やりがいや生きがいを得ることができる社会参加の基本となる活動です。
- 障害のある人にとっては、自分を肯定し、社会の中で自信を持って生きていくことにつながることから、障害者の就労機会の拡大及び就労環境の整備による就労定着への支援が求められます。
- 定年後も継続して働く意思のある高齢者が増えていく現状の中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障害のある人の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実等が課題となっています。

施策の方向性

- ✓ 関係機関と連携し、事業主の協力を得ながら就労支援に取り組み、一人ひとりの希望や能力に応じた就労機会が提供されるよう、きめ細かい支援を目指します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
就労支援の実施	○ハローワークなどの就労に関する情報をとりまとめ、町内の各自治会の区長を通して定期的に周知し、就労支援に向けて幅広い情報提供をします。
高齢者の就労支援	○高齢者の意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、シルバー人材センターなどを支援し、高齢者の働く場の確保に向けて取り組みます。
障害のある人の就労及び定着支援	○ハローワークや就労移行支援事業所・就労継続支援事業所などとのネットワークの構築を図り、一人ひとりに応じた就労支援・就労定着支援を実施する体制の整備を図ります。 ○障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

(3) 障害者の自立した地域生活の支援

現状と課題

- 本町では、四万十町障害者計画及び四万十町障害福祉計画・障害児福祉計画において、障害のある人が安心した地域生活を送ることができるよう、総合的な障害福祉施策の推進や障害福祉サービスの充実を図っています。
- 障害のある人もない人も、すべての住民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会を形成していく必要があります。
- 障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心した生活を送るためには、障害のある人の視点に立った福祉サービスの提供が必要です。

施策の方向性

- ✓ 障害の有無に関わらず、自分らしい自立した地域生活を送れるよう、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域を目指します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
社会生活基盤の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害があっても、地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らしていけるよう、事業主や関係機関が連携し、障害のある人の雇用及び就労を支援します。○本人や保護者の意向を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた障害福祉サービスの充実など、地域で暮らすための社会資源のさらなる充実を図ります。
障害のある人への理解促進	<ul style="list-style-type: none">○広報媒体やイベントなどを活用し、障害のある人の社会参加への理解に向けた啓発や、地域や教育現場での福祉教育などを通じて、相互理解の促進に取り組みます。
包括的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、関係各課・機関が連携して対応していきます。

(4) 生活困窮者への支援の充実

現状と課題

- 経済的に困窮している人はその背景に失業、疾病、負債、社会的孤立等の様々な問題を抱えています。それらの問題が表面化した際には、負の連鎖によりさらに事態が深刻化しているケースも少なくありません。
- 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日、生活困窮者自立支援法が施行されたことを受け、就労支援や生活支援など、生活保護に陥らないための早期の自立に対する支援策が求められています。

施策の方向性

- ✓ 生活に困っている人が、安心して自立に向けた生活基盤をつくることのできる地域を目指します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
個別課題に応じた支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none">○生活困窮者の状況を悪化させないように、公共だけでなく地域におけるネットワークを強化し、セーフティネットの強化を促進します。○生活困窮者の自立に向け、町や社会福祉協議会が相談窓口となり、生活困窮に関する相談や生活困窮者の多様で複合的な課題に対し、関係機関の連携を強化し就労支援に取り組みます。○必要に応じて社会福祉協議会が取り組んでいる「日常生活自立支援事業」や「無料法律相談」等の制度につなげ、個々の課題解決に向けた包括的な支援を行います。

(5) 社会復帰に向けた支援体制づくり

現状と課題

- 国の犯罪件数が減少傾向にあるものの、一度罪を犯してしまった人の再犯率が一貫して上昇していることから、平成 28 (2016) 年 12 月に「再発の防止等の推進に関する法律」が施行され、国とともに地方自治体が更生保護の観点から、再犯防止等に関する施策を講じる責務が求められています。
- 罪を犯してしまった人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等の依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている人が多く存在します。
- 犯罪をした人などが、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となり、社会に復帰することができるよう、犯罪のない安全・安心な地域づくりの観点からも、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが重要です。

施策の方向性

- ✓ 地域における犯罪をした人などへの支援、地域において再犯の防止等に関する必要な取り組みについて、国や県の動向を踏まえ検討します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
自立生活への支援	○高齢や障害があることで矯正施設等を退所後、自立した生活が難しい人に対し、高知県地域生活定着支援センター等と連携して支援をします。
犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進	○国、県などの動向を見据えながら、犯罪をした人等の円滑な社会復帰支援策の検討を行い、関係団体や機関と犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していきます。

基本目標 4 権利擁護支援の充実

(1) 権利擁護事業の利用の促進

現状と課題

- 高齢者や障害のある人で、一人で生活していくには不安がある人が、福祉サービスを適切に利用し、安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用の手続きや日常的な金銭管理などを援助する制度（成年後見制度）の周知と充実が求められています。
- 認知症高齢者の増加や、障害のある人やその家族の高齢化が進むなか、判断能力が十分でない人の増加が予測されます。今後もニーズの広がりに対して、より適切な対応ができるよう、職員や生活支援員のスキルアップも求められます。

施策の方向性

- ✓ 成年後見制度などの権利擁護事業の周知と利用促進を行います。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
権利擁護の普及	<ul style="list-style-type: none">○ 認知症高齢者や知的・精神に障害のある人に対して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努めるとともに、これらの制度の利用促進を図ります。○ 成年後見制度の利用が必要な人への支援や、社会福祉協議会による法人後見との連携を図ります。
人権相談の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 各種相談窓口の連携を図るとともに、様々な人権相談内容に応じた必要な情報の提供や助言を行います。また、国や県などの関係機関と連携し、共同で相談者の支援を行います。

(2) 虐待の防止に向けた取り組みの実施

現状と課題

- すべての住民が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や、年齢、性別に関わらず、その人らしく安心して生活を送ることが求められています。
- 児童への虐待の予防については、「四万十町子ども支援ネットワーク」を組織し、虐待を受けている子どもや適切な養育を受けていない子どもに対する支援を行っています。
- 高齢者への虐待の予防については、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携しながら対応しています。
- 障害のある人に対する虐待の予防については、「障害者虐待防止法」が施行され、本町においても「障害者虐待防止センター」を設置し、虐待に関する通報や届出、支援などの相談対応を行っています。

施策の方向性

- ✓ 子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待の予防や早期発見・早期対応の取り組みを実施します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
虐待の防止	○子ども、高齢者、障害のある人などに対する虐待や暴力の根絶に向けて、予防・啓発と早期発見及び再発防止などの対策に努めます。
関係機関の連携	○四万十町子ども支援ネットワークや四万十町権利擁護ネットワーク会議において、子ども、高齢者、障害のある人などに対する虐待の対策について検討、協議を行い、安心して暮らせる生活の確保に努めます。

基本目標5 地域福祉の活動を支える人材育成

(1) 広報・啓発活動の推進

現状と課題

- 住民一人ひとりが、人を思いやる心や人権を尊重する心、助け合いや支え合いの心を持つことは、地域福祉の礎となる重要なものです。しかし、核家族化やひとり暮らしの増加、少子高齢化が進み、地域における交流の減少とともに、人と人のふれあいを通じた福祉の心を育むことが難しくなっています。
- 本町では、毎月発刊される町広報紙を活用して、あったかふれあいセンターやサロンの内容や日程、健康づくり関連の取り組みなどについて情報提供することにより幅広い周知に努めていますが、広報紙等を読まない人もおり、受け手のニーズを把握する仕組みが必要です。

施策の方向性

- ✓ 住民への広報・啓発活動を通じて、福祉意識の醸成を図ります。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
広報活動の推進	○地域や地域福祉について関心を高めるために、多様な媒体を活用して、地域の情報、健康づくりや高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援などに関する情報提供に引き続き努めます。
意識啓発活動の推進	○各種講座の開催などを行い、地域福祉に対する関心や地域の生活課題に対する気づきが、具体的な活動へとつながるきっかけになるよう取り組んでいきます。 ○地域で活動する諸団体や町内企業等に対する研修や講演などの機会をできるだけ確保し、一人ひとりが暮らしやすい地域を目指していくことができるよう取り組んでいきます。

取り組み	取り組みの内容
人権尊重社会の確立	<p>○住民一人ひとりが人権を尊重する心を身につけることができるよう、家庭や地域、学校や職場など、様々な場における生涯を通じた人権教育や啓発を推進します。</p> <p>○「人権を守る住民の集い」、「人権学習会」などの広報・啓発活動や四万十町人権教育研究協議会を中心とした人権教育等、人権を尊重するまちづくりの推進、住民一人ひとりの人権意識の確立に努めます。</p>
差別や偏見の解消	<p>○高齢者や障害のある人の社会参加や就労の促進に向け、障害者差別解消法などの周知や啓発活動を通じて、住民や事業主の理解を深め、年齢や障害などによる差別や偏見の解消に取り組みます。</p>



(2) 人材の育成

現状と課題

- 地域での活動を推進し、長期にわたって安定した活動を継続するためには、多様な人材の育成や発掘が必要です。
- 地域福祉に関わる人材の高齢化、固定化が顕在化しており、新たな参加者の拡大が進んでいない状況にあります。そのため、継続的な活動を維持していくためには、30代・40代などの新たな担い手の確保・育成が急がれます。

施策の方向性

- ✓ 地域における様々な課題や要望に、住民との協働によって対応するため、地域福祉活動の担い手の育成に努めます。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
ボランティアの育成支援	<ul style="list-style-type: none">○ ボランティア講座や体験事業の充実を図るとともに、各種団体におけるボランティア育成の取り組みを支援します。○ ボランティア研修を実施するなど、ボランティアの資質向上を図るとともに、ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成に努めます。○ 地域におけるボランティア活動の活性化を図るとともに、住民が参加しやすい体制づくりを推進します。
アクティブシニアへの働きかけ	<ul style="list-style-type: none">○ 定年を迎えて、生活拠点が地域へと移行した人や、元気な高齢者等にボランティア団体の活動を紹介する機会を設け、参加を呼びかけます。○ 高齢者が活動に参加しやすいよう、身近な地域でのボランティア体験事業を実施するとともに、ボランティア活動の幅を広げることを検討します。

取り組み	取り組みの内容
地域支援事業等による人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、ヘルパーに代わって日常生活の支援ができる人材の育成に取り組みます。 ○介護予防・生活支援サポーター養成講座を実施し、地域で介護予防の普及・啓発等ができる人材（介護予防・生活支援サポーター）の育成を引き続き推進します。 ○認知症サポーターの養成講座を引き続き実施し、認知症への理解を深め、認知症の人とその家族を地域で支える人材のさらなる養成を推進します。

(3) 福祉教育の推進

現状と課題

- 福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育であり、福祉の心に満ち溢れた心豊かな生活を営める地域づくりに重要な役割を果たしています。
- 町内小・中学校教職員と福祉関係機関との連携のきっかけとするため、各学校関係者が積極的に参加できる体制や取り組みが必要です。

施策の方向性

- ✓ 福祉教育と地域の福祉活動との連携を強め、福祉教育の充実を図ります。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会と連携した各学校における交流事業や福祉体験学習の取り組みを引き続き強化していきます。○生涯学習における福祉学習、交流、福祉体験などの取り組みを充実し、子どもから高齢者まで、対象者に適した福祉教育を提供し、地域福祉に対する関心を高めるとともに、地域福祉の担い手となる人材の育成を図ります。

(4) ボランティア・団体活動への支援

現状と課題

- 地域では、社会福祉協議会や自治会の活動に加え、多様な分野で社会貢献活動を行うボランティアや、目的に賛同する自発的なメンバーで構成されたNPOが、積極的に地域福祉活動を展開しています。
- しかしながら、そうした団体活動においても、メンバーの高齢化や参加者の固定化などの課題もあり、将来継続して活動していくことへ不安を抱える団体も存在しています。
- ボランティア活動をはじめとする地域活動は、個人の自主性に基づいたものであり、その精神はあらゆる福祉活動を進めるにあたって非常に重要なものです。意欲を持って取り組んでいる住民、関心を持つ住民が、日々の生活の中でやりがいを感じながら活動を続けられるように、バックアップを継続的に行う必要があります。

施策の方向性

- ✓ 住民が日常の中で支え合いやボランティア、福祉団体などの活動を開始・継続できるように、団体活動等への支援を行います。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
各種団体等の支援と連携強化	<ul style="list-style-type: none">○地域住民や町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協働して地域課題の解決にあたれるよう、協力体制の強化を図るとともに、それぞれの活動を支援します。○各種団体の連携による重層的な取り組みが展開できるよう、団体同士が情報共有や意見交換を行うことができる場や機会を提供します。
NPOや住民活動団体の創設支援	<ul style="list-style-type: none">○多様化する福祉の課題や要望に柔軟に対応できるよう、NPO法人をはじめとする住民活動団体の創設を支援します。

基本目標 6 子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援の強化

現状と課題

- 全国的に少子化が進行しており、本町でも出生数が緩やかに減少していることから、少子化の改善に向けて子どもを産み、育てやすい環境を形成していくことが必要となっています。
- 子どもから高齢者まで様々な世代が助け合いながらいきいきと暮らせるまちの実現が求められています。しかし、子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や共働き家庭の増加といった家族環境などの変化から、世代間の交流が不足しがちで、子どもたちを地域で見守ることが難しい現状があります。
- 本町では、保護者の就労状況に関わらず入園できる認定こども園の整備や保育料の免除、一時預かり保育等の子育て支援を行っています。今後は、より質の高い保育が行えるよう、保育士の就労環境を整えていくことが求められています。

施策の方向性

- ✓ 地域全体で子どもの支援に取り組めるよう、子どもたちをあたたかく見守る地域づくりを目指します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
出産・育児への支援	○関係機関と連携し、妊産婦・乳幼児に関する健診等の支援の充実や、医療や育児の不安軽減を図るなど、妊娠から出産・育児までの支援体制の充実に努めます。
子育て応援の充実	○仕事と子育ての両立など、働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを促進するとともに、出産祝金、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、多子世帯保育料軽減など子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組めます。

取り組み	取り組みの内容
保育サービスの充実	○多様化する保育ニーズに対応するため、0歳児や障害のある子どもの受け入れ、育児不安の相談・指導、一時預かり事業や交流事業などにより各種保育サービスと体制の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組めます。そのため、保育士の就労環境も整えていきます。
放課後児童の健全育成	○放課後子ども教室・児童クラブ等の活動拠点により地域で児童を見守り、心身ともに健やかに育まれる環境づくりを推進します。



基本目標 7 防災・災害時要配慮者支援の展開

(1) 地域防災力の強化

現状と課題

- 本町は県下でも降雨量の多い地域であり、河川の氾濫やがけ崩れ等の災害も発生しています。また、近い将来発生が予測される南海トラフ地震に備え、地震や津波、火災等の災害の複合化への対策を図っています。
- 災害時は自助、共助が重要であるということへの理解を広げ、日頃からの準備を進めるよう、関係機関との連携を図る必要があります。
- 自主防災組織の役員等一部の者のみが活動を行っているところもあるなど、自主防災組織間で活動内容や防災意識に温度差が見受けられます。

施策の方向性

- ✓ 地域の自主防災組織との連携・協力体制を強化していきます。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
防災対策の充実	○今後発生が予測される南海トラフ地震や大規模災害を想定し、住民が安心して生活できる災害に強いまちづくりに向けて防災対策に取り組んでいきます。
自主防災組織に対する支援	○自主防災組織とは、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」という考え方に立って自主的に防災活動を行う組織であり、地域ごとに効果的に機能するよう、組織づくりを進めていきます。 ○高齢者や障害者など災害発生時に支援を必要とする住民に対して「自主防災組織」を中心とした見守り体制が構築できるように取り組んでいきます。

(2) 災害時要配慮者の支援体制の充実

現状と課題

- 誰もが安全で安心して暮らせるよう日頃から地域の助け合いを促進し、災害時に少しでも被害を減らせるよう、地域で取り組むことが重要です。そのために、誰もが、まず、自分の命を自分で守る「自助」という視点を持って、災害時要配慮者自身もその家族などとともに、日頃から災害に備えることが大切です。
- 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの一環として、災害時に「自力で避難できない方」（避難行動要支援者）を地域で支援する避難支援体制の整備への取り組みを進めています。
- 町内には 10 か所の福祉避難所が指定されていますが、運営訓練を実施できていない施設もあるため、災害時の円滑な福祉避難所の運営に向けた体制づくりが求められます。

施策の方向性

- ✓ 個人情報の取り扱いを整理し、日頃から要配慮者を見守るとともに、いざという時に要配慮者の安否確認や支援を行うことができる体制づくりを進めます。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
避難行動要支援者支援	<ul style="list-style-type: none">○地域において、災害等の緊急時にどれくらい避難行動に支援が必要な人がいるのかを把握するため、避難行動要支援者名簿の作成を推進します。○避難行動要支援者名簿をもとに、災害等の緊急時に避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者ごとの個別避難支援計画を作成します。○避難行動要支援者に避難訓練の参加を促し、個別避難支援計画の見直しを行います。
避難所運営の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">○避難所運営マニュアルに基づく避難所運営ができる体制づくりに取り組みます。
福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none">○福祉避難所については、施設の安全性（耐震等）が確保され、バリアフリー化の施された、福祉避難所としての機能を有する施設等を指定していきます。○すべての福祉避難所において運営訓練を実施し、災害時の要配慮者支援体制づくりを進めます。

基本目標 8 横断的な支援体制づくり

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

- 相談支援については、本町では各分野における公的な相談窓口のほか、民生委員・児童委員による相談活動に取り組んでいます。しかし、地域から孤立している人もいることから、困った時や支援が必要な時に身近で気軽に相談できる体制が必要です。
- また、住民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化する中で、複合的な内容については、たらい回しにされない適切な対応や、相談窓口でのきめ細やかで継続した対応が求められます。

施策の方向性

- ✓ 住民が気軽に相談窓口に通うよう、相談窓口の周知を図るとともに、体制の拡充や対応する職員の専門性等、資質の向上に努めます。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
相談窓口の周知と体制の拡充	<ul style="list-style-type: none">○住民に何かしらの困りごとが生じた際、どこに行けばいいかわからないということがないように、各種相談窓口の周知と情報提供を推進します。○それぞれの相談窓口で、より適切な相談対応ができるよう、研修への参加促進や各相談窓口間の連携を密にするなど、相談窓口機関のネットワーク強化を図ります。
総合的な相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none">○相談窓口専門職を配置し、個々の職員の専門性を高めるとともに、複合したケースについては他課と連携して対応できる体制づくりを進めることにより、最初に相談した窓口で、利用者がより高い満足を得られるように努めます。

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

- 地域で安心して日常生活を送るためには、保健・医療・福祉をはじめ、多様な生活分野でのサービスや支援が必要です。
- 本町では、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」といった個別計画において、サービス内容の充実や質・量の確保に努めています。
- 少子高齢化や家族形態の変化が進むなか、さらなるニーズの増加、多様化が予測されており、誰もが安心して質の高いサービスを利用できるようにしていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、利用者に適した質の高い生活支援サービスが利用できる地域を目指します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
福祉サービスの提供体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none">○児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等の各種福祉サービスについて、支援を必要とする人が不足なくサービスを利用できるよう、関係機関の連携のもと、必要量の確保に努めます。○利用者がより安全で安心な暮らしを送れるよう、研修等により職員の資質向上に努めるとともに、関係機関の情報共有に努め、各種福祉サービスの質の充実を図ります。
情報発信・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">○支援を必要とする人が、必要な制度やサービスの情報を容易に得られるよう、町広報紙やホームページ等による分かりやすい情報提供を推進します。○障害の有無に関わらず、誰もが必要な情報を適切に得られるよう、合理的配慮の提供を推進します。
福祉の環境整備	<ul style="list-style-type: none">○すべての人が障壁(バリア)に妨げられることなく生活し、活動できるように、あらゆる立場の人の活動に配慮した環境の整備(まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン)を推進します。

(3) 協働のための体制づくり

現状と課題

- 地域福祉の推進にあたっては、社会福祉・保健・医療・人権・教育・まちづくり・労働・建設・環境などの関係部局が連携し、横断的な施策を実施する必要があります。
- 地域課題について、関係各課や機関が理解し、共通認識のもとで課題解決に向けて協働して効果的に対応できるよう、関係各課や機関との連携の強化が求められます。
- 地域と住民や関係機関との協働を一層進めるとともに、あらゆる分野が相互に連携し、切れ目のない支援体制の構築を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 生活上の課題解決に向けて、地域と行政や関係機関が協働して取り組む地域を目指します。

取り組み

取り組み	取り組みの内容
地域包括ケアシステムの強化	<ul style="list-style-type: none">○高齢者だけでなく、障害のある人やその他の支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活を送り続けられるよう、保健・医療・福祉等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。○福祉活動を行うボランティア等との連携を強化し、地域全体で高齢者や障害のある人等の見守りや支援のネットワーク構築を図ります。
関係機関との連携による取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none">○高齢者や障害のある人が、個々の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、多職種が連携し、効果的な支援ができる体制づくりを推進します。○地域包括ケアシステムの構築を実現するため、地域ケア会議を引き続き開催し、個別ケースへの対応を通じた連携強化や地域課題の抽出、施策化につなげます。○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター等により、地域の中で困っている人にいち早く気づき、一緒に問題解決を考え、見守り、必要に応じて行政や各種団体の支援へとつなげることができる仕組みづくりを検討します。

基本目標 9 住民主体のまちづくり（地域福祉活動計画）

地域福祉計画では、総合振興計画の基本理念に沿って、住民一人ひとりが地域や地域福祉への関心を持ち、それぞれの立場で何ができるのかについて考え、行動するための指針を示しています。

今回、地域福祉計画と一体的に策定した地域福祉活動計画では、「地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町～」の基本理念を共有し、地域住民が主体的に参加して様々な福祉活動を展開できるよう、具体的な取り組みとして計画しています。

地域で「できること」を地域の皆さんと一緒に考え、地域で取り組む住民活動、地域づくりの目標（道しるべ）とし、5年後、10年後に「この町に住んでよかった」と言えるよう、行政、社会福祉協議会、関係各機関、団体の連携・協働により取り組みを推進していきます。

（1）みんなの集える場所づくり

昔ながらの人と人とのつながり、集える場、交流できる場、隣近所のつきあいが少なくなってきました。

みんなが気軽に集まり交流することで、地域のつながり、生きがい・健康づくり、また地域での助け合い、支え合いの仕組みづくりにつなげます。

活動目標①

≫地域で気軽に集まろう

取り組み

- 誰もが気軽に集える機会をつくりみんなで参加しよう
（花見会、納涼祭、敬老会、忘年会、小規模多機能ホーム、あったかふれあいセンター、ミニサロン、地域カフェなど）

活動目標②

≫楽しく健康づくりをしよう

取り組み

- 健康づくりグループをつくろう
（いきいき百歳体操、健康体操、3B体操、ウォーキング、健康パスポートなど）

(2) 地域を支える人づくり

仕事が増えると、若者が定住し、少子化・後継者問題が減ります。その中で地域リーダーを育て、地域の活性化を図ります。

地域が活性化することで、人と人とのつながりが広がります。人と人とのつながりが広がれば、みんなで支え合うことができます。

活動目標①

≫地域リーダーを育成しよう

取り組み

- 地域のリーダーになれる人をさがそう
 - ・地域を支える人を見つけよう
(生活支援サポーター養成など)
 - ・積極的に活動できる人を見つけよう
- 年代ごとにリーダーを育てよう
 - ・福祉教育
(セカンドライフ応援講座、認知症サポーター、高齢者疑似体験、車イス体験など)

活動目標②

≫子育て応援をしよう

取り組み

- 親子で文化に触れる場、機会をつくろう
 - ・伝統文化に触れよう
(お接待、郷土料理、七夕、正月飾り、お琴など)
 - ・子どもの遊び場の充実を図ろう
(サロンや宅老所など既存の集まりなどに参加)
- 子育ての悩み、相談できる場をつくろう
 - ・気軽に相談できる場をつくろう
(子育て支援センター、マタニティカフェなど)

≫ 地域と若者を応援しよう

取り組み

- 若者に魅力ある催しを開催しよう
 - ・ 色々な世代が集まれる催しをしよう
- 生きがいのある地域づくりをしよう
 - ・ 地域のイベントに参加しよう



(3) 手をつなごうー安心のまちづくりー

人が集う機会が少なくなったことも、人と人とのつながりが薄れてきた原因のひとつです。隣近所など身近なところから、支え合うネットワークの輪を広げ、住み慣れた地域で、安心して生涯暮らせる環境をつくります。

活動目標①

≫安心して暮らせる仲間をつくろう

取り組み

- ひと声運動をしよう
 - ・ 回覧は手渡しをしよう
 - ・ 出会った人にはあいさつをしよう
- 日頃から隣近所の見守りをしよう

活動目標②

≫みんながボランティア

取り組み

- ボランティア活動を広げよう
 - ・ 身近な生活の困りごとを助け合おう
(電球交換、ゴミ出し、買い物、乗合いなど)
- 福祉意識を高めよう
 - ・ 子どもの頃から、福祉に関心を持つ機会をつくろう
(高齢者疑似体験、車イス体験、認知症サポーターなど)
- 関係機関へつなぐ役目をしよう
 - ・ 相談できる関係機関へ情報をつなごう

活動目標③

≫安心できる暮らし

取り組み

- 自立を支援しよう
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 相談窓口の充実(無料法律相談、日常生活自立支援事業、障害者自立支援協議会、成年後見事業、相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、貸付事業)
- 災害に備え、身の回りの事前点検をしよう
 - ・ 家具や電化製品・ブロック塀を点検して、転倒・倒壊を防ごう
- 防災マップをつくろう
 - ・ マップづくりを実施して、地域の実情をみんなで把握しよう
- 福祉避難所の充実
 - ・ 福祉避難所について理解してもらおう
 - ・ 町内のすべての福祉避難所で運営訓練を実施しよう

活動目標④

≫地域でともに暮らそう

取り組み

- 障害のある人や生活に困っている人などへの理解を深めよう
 - ・ イベント等に参加し、交流を深めよう(ふくふくまつり、ときめきクリスマスなど)
- 障害のある人や生活に困っている人などの活動の場をつくろう
 - ・ 雇用や交流の場づくり
 - ・ 障害者連盟への加入を進めよう



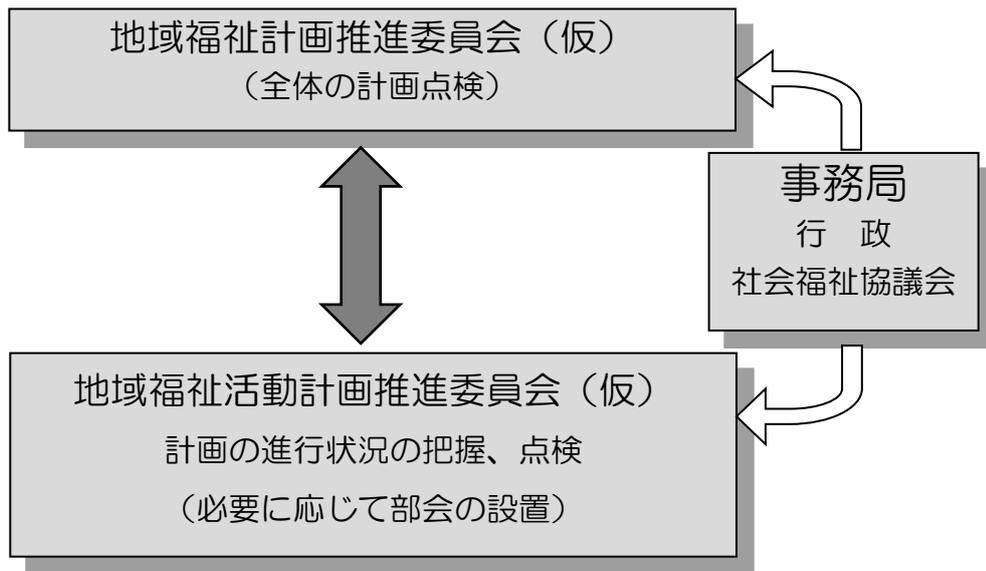
第5章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていきます。

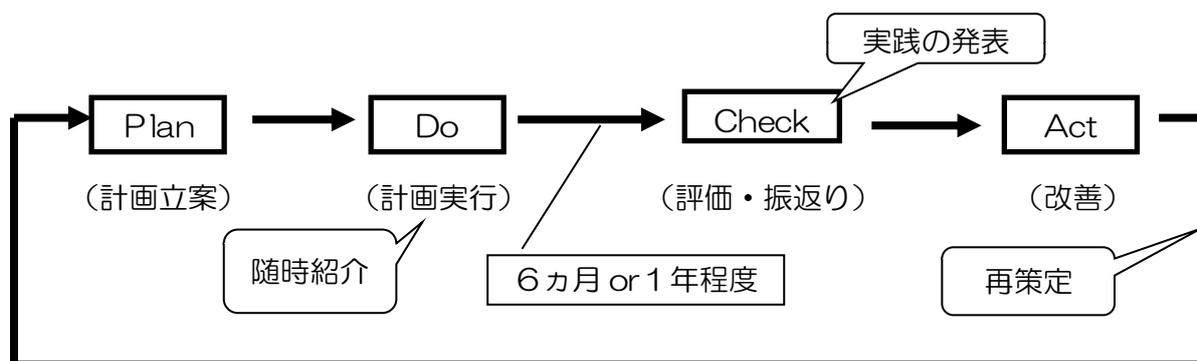
地域福祉を進めるためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

そこで、本計画を推進するため「地域福祉活動計画推進委員会（仮）」においてP D C Aサイクルによる計画の進行状況の把握・点検を行います。また、「地域福祉計画推進委員会（仮）」において、他の関係福祉計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。



(2) 計画の進行管理

本計画を確実に推進するため、地域福祉計画推進委員会（仮）において各施策・事業について検討を行い、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実行）—Check（評価）—Act（改善）】のプロセスを踏まえた進捗管理に努めます。



(3) 計画の周知

地域福祉は、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの住民に理解と協力を求めていく必要があります。

そのため、本計画については、広く住民への周知・啓発に努めるとともに、今後も計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、町広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布を通じて、住民に広く提供していきます。



資料編

1 策定経過

年月日	内 容
平成 29 年 9 月 27 日	第 1 回 四万十町第 2 期地域福祉計画策定委員会 ・ 四万十町地域福祉計画について ・ 第 2 期計画策定までの流れ
平成 29 年 11 月 6 日	第 1 回 四万十町第 2 期地域福祉計画策定作業部会 ・ 四万十町第 2 期地域福祉計画骨子について
平成 29 年 11 月 16 日	第 2 回 四万十町第 2 期地域福祉計画策定作業部会 ・ 四万十町第 2 期地域福祉計画骨子について
平成 29 年 11 月 30 日	第 3 回 四万十町第 2 期地域福祉計画策定作業部会 ・ 四万十町第 2 期地域福祉計画素案について
平成 29 年 12 月 20 日	第 4 回 四万十町第 2 期地域福祉計画策定作業部会 ・ 四万十町第 2 期地域福祉計画素案について
平成 30 年 1 月 11 日	第 2 回 四万十町第 2 期地域福祉計画策定委員会 ・ 四万十町第 2 期地域福祉計画素案について
平成 30 年 1 月 19 日～ 2 月 9 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 15 日	第 3 回 四万十町第 2 期地域福祉計画策定委員会 ・ 四万十町第 2 期地域福祉計画素案の最終確認について

2 四万十町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく四万十町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進のため、四万十町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- （1）地域福祉計画の策定に関すること。
- （2）その他、計画の策定に関して必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- | | |
|-----------------------|------|
| （1）関係町民団体等の代表者 | 6人以内 |
| （2）保健・医療及び福祉関係者 | 3人以内 |
| （3）社会福祉を目的とする事業を経営する者 | 2人以内 |
| （4）町民から公募した者 | 8人以内 |
| （5）行政職員 | 4人以内 |
| （6）その他町長が特に必要と認める者 | |

3 前項により、委嘱をした委員が欠けた時は委員の補充は必要に応じて行う。

（任期）

第4条 委員の任期は、地域福祉計画策定までとする。ただし、前条3項により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任される前に開催される会議は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席により成立する。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会のもとに作業部会を置く。

- 2 作業部会は、次の各号に属する者及び委員長が特に必要と認めた者で組織する。
 - (1) 四万十町健康福祉課
 - (2) 四万十町町民課
 - (3) 四万十町大正地域振興局町民生活課
 - (4) 四万十町十和地域振興局町民生活課
 - (5) 四万十町学校教育課
 - (6) 高知県須崎福祉保健所
 - (7) 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
- 3 作業部会には部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選とする。
- 4 作業部会は部会長が招集する。
- 5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の所掌事務について調査審議した結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 四万十町地域福祉計画策定委員会名簿

所属	役職	氏名	備考
四万十町区長連絡会	会長	宮地 章一	
四万十町保育所保護者会連合会	会長	谷脇 諒	
四万十町PTA連合会	会長	林 伸一	
あったかふれあいセンター 「くぼかわ」	コーディネーター	谷本 智一	
四万十町障害者連盟	会長	嶋岡 敏	
四万十町老人クラブ連合会	会長	植田 浩三	
くぼかわボランティア連絡協議会	会長	岩崎 良子	委員長
四万十町連合婦人会	会長	森野 幸世	
四万十町民生委員・児童委員協議会	会長	岩崎 千代喜	副委員長
しまんと町社会福祉協議会	会長	八木 雅昭	
須崎福祉保健所	所長	上岡 啓二	
健康福祉課	医監	澤田 由紀子	
学校教育課	副課長	東 孝典	
町民課	課長	細川 理香	
健康福祉課	課長	山本 康雄	

(敬称略・順不同)

4 用語解説

用 語	解 説
あったかふれあいセンター	子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動や、見守りの必要な方の生活課題に対応した支え合い活動など、地域福祉活動の推進を目的に設置されている。
介護予防・生活支援サポーター	「介護予防・生活支援サポーター」とは、地域の高齢者の健康づくりや、介護予防の取り組み等をするボランティアのこと。
核家族	夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯。
虐待	高齢者、障害のある人、子どもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといったいやがらせや無視など、多様な形態がみられる。
協働	地域住民や企業、行政など、複数の主体が目標を共有し、相互に連携しながら活動すること。
権利擁護事業	判断能力が不十分な人で、家族や親族等の援助する人がいないなど、ひとりで生活していくには不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭管理、書類等預かりなど、安心して日常生活を送れるよう支援を行うこと。
公的サービス	国や地方公共団体、または公益団体などが提供する公のサービスのこと。
災害時要配慮者	高齢者や障害のある人など、災害が発生した時に安全な場所への避難や避難場所での生活において大きな困難が生じることから、何らかの手助けを必要とする人。
サテライト	「サテライト」とは“衛星”の意味であるが、拠点とは別に離れて活動する事業所等の意味で用いている。あったかふれあいセンターにおけるサテライトとは、窪川・大正・十和地域の各拠点とは別に、各地区に開設された地区の窓口（集いの場）で、月1～2回開催されるもののこと。
自主防災組織	自治会などが主体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。

用 語	解 説
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。
集落活動センター	地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、集会所等を拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、産業、生活、福祉、防災といった様々な活動に総合的に取り組む高知県独自の仕組み。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
生活困窮者自立支援制度	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第 2 のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。主に生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指しており、相談支援や居宅確保支援、就労支援など、自立に向けた人的支援を包括的に提供する。
生活支援サポーター	誰もが住み慣れた地域で暮らすことができるように、生活機能が低下し日常生活を営むのに支障が生じた高齢者やひとり暮らし高齢者、障害のある人などの生活のちょっとした手伝いなどの支援を行うボランティアのこと。「生活支援サポーター養成講座」等を受講することにより「生活支援サポーター」になることができる。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害など、判断能力が十分でない人の財産管理や見守りを代理権等が与えられた成年後見人等が行う仕組み。
地域包括ケアシステム	住まい、医療、介護、介護予防、生活支援など地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援していくために、介護や医療のほか、権利擁護、虐待防止等、様々な問題に対して地域における総合的なマネジメントを担うための中核的な機関。

用 語	解 説
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を自分のできる範囲で温かく見守り支えていく人のことで、認知症の人と介護する家族の見守り、応援者となることが期待されている。「認知症サポーター養成講座」等を受講することにより「認知症サポーター」になることができる。
バリアフリー	本来、住宅建築用語で、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くという意味であるが、広くは障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
避難行動要支援者名簿	平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、作成が義務付けられた、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿。
福祉教育	学校や地域でのボランティア体験、交流などを通じて、福祉意識を高める取り組み。
民生委員・児童委員	地域において、生活に困っている人、児童、障害者、高齢者等のことで問題を抱えている人々に、相談・援助・助言活動など、社会奉仕の精神を持って地域社会の福祉向上に向けた様々な取り組みを行う。
NPO	英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）という。

////////////////////////////////////
四万十町第2期地域福祉計画

発行年月：平成 30 年 3 月

発 行：四万十町

編 集：四万十町 健康福祉課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

TEL: 0880-22-3115 FAX: 0880-22-3725

社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会

〒786-0004 高知県高岡郡四万十町茂串町 11-30

TEL: 0880-22-1195 FAX: 0880-22-1138
////////////////////////////////////